



発行：公益財団法人国際労働管理財団（I.P.M.） <http://www.ipm.or.jp>
東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F
TEL：03-3354-4841(代) FAX：03-3354-4847

記事案内

1	技能実習責任者講習会のご案内
2	技能実習法について
3	現在の技能実習2号移行対象について
4	海外とのつながり
4	担当職員から
4	編集後記

技能実習責任者講習会のご案内

新制度・技能実習生受入れについては、技能実習責任者の選任が必要です。

技能実習責任者は、事業所ごとに選任し、事業所に所属する役職員であり、技能実習指導員、生活指導員その他技能実習に関与する職員を監督できる立場にあり、欠格事由に該当していない者であって、主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習を受講し、修了した者と定められています。なお、主務大臣の要請講習の講義内容は、次のとおりです。

- 1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律について
技能実習の仕組み、近年の制度改正の沿革、法の意義・目的、技能実習計画認定関係、技能実習生の保護及び罰則
- 2 出入国管理及び難民認定法について
入国・在留許可申請手続、在留カードに関する手続及び罰則
- 3 労働関係法令について
労働基準法・関係政省令等について、最低賃金法・労働者災害補償保険法・関係政省令等について、労働安全衛生法・関係政省令等について、最低賃金・労災補償について、男女雇用機会均等法・関係政省令等について及び雇用保険法・関係政省令について
- 4 技能実習指導の行い方
技能実習計画策定の方法について、実習成果の確認方法について、技能実習記録のつけ方について及びOJTのポイントについて
- 5 労働災害防止・労働災害時対応について
技能実習生の事故・災害事例と防止策について、実習実施者の義務について及び災害時の対応について
- 6 個人情報保護の取扱いに係る技能実習法の遵守と公正な採用選考の推進について
- 7 理解度テスト
理解度テスト及び理解度テストの内容の解説
- 8 技能実習生との向き合い方について
技能実習生とのコミュニケーションの取り方について、分かりやすい日本語の話し方・書き方について及び技能実習生のモチベーションを高めるための工夫について
この主務大臣が告示した養成講習に係る講習の実施機関及び日程等については、外国人技能実習機構のホームページ (<http://www.otit.go.jp>) の養成講習をご覧ください。
また、技能実習指導員講習（講習時間は7時間）及び生活指導員講習（講習時間は5時間）を対象とした講習も開催されておりますので、I.P.M.では、みなさまの講習受講をお薦めしております。

新制度・技能実習製受入れ書類作成時の注意点

新制度・技能実習生受入れにつきましては、申請に必要な関係書類が数多く追加されました。必要書類については、下記のとおり取りまとめましたが、詳細につきましては、外国人技能実習機構ホームページ (<http://www.otit.go.jp>) をご覧ください。

技能実習計画認定申請時の実習実施者準備書類一覧

No.	項目	様式	特記事項
1	技能実習計画認定申請書	第1号-1面	
2	技能実習計画	第1号-2面	実習実施者が作成することとなっております。
3	実習実施予定表	第1号-3面	
4	職種チェックシート		
5	作業フロー(写真)		
6	会社パンフレット		
7	申請者の概要書	参考第1-1号	
8	申請者の誓約書	参考第1-2号	
9	技能実習を行わせる理由書	参考第1-22号	
10	技能実習生の名簿	参考第1-25号	
11	優良要件適合申告書	参考第1-24号	
12	登記事項証明書		有効期限3ヶ月以内のもの
13	直近2事業年度の貸借対照表の写し		
14	直近2事業年度の損益計算書の写し		
15	損失理由書		債務超過など損失があった場合には、税理士等法的資格有する第三者の改善の見通しについての評価書類の提出が求められます。
16	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し		税務署の受付印があるもの
17	直近2事業年度の法人税の納税証明書 (納税証明書「その2」の所得金額の証明)		税務署の受付印があるもの
18	役員の住民票 (役所で発行されたもの)		有効期限3ヶ月以内のもの 住民票には、本籍と筆頭者氏名の記載のあるものが必要。ただし、マイナンバーの記載はないように。 監査役も役員なので、技能実習業務に関与する場合は、住民票が必要です。
19	申請者の役員に関する誓約書		技能実習業務に関与しない役員のみ誓約書を提出となっているが、機構によると、原則役員は全員住民票が必要とのこと。 監査役も役員なので、技能実習業務に関与しない場合、誓約書が必要 また、関与しない場合でも名簿には住所等の記入が必要です。
20	36協定書の写し		
21	変形労働協定書の写し		
22	雇用契約書	参考第1-14号	
23	雇用条件書	参考第1-15号	
24	技能実習生の報酬に関する説明書	参考第1-16号	日本人と同程度の給与が支給されるかの確認を求められます。 技能実習生に支払う金額と同程度の日本人従業員の賃金台帳等の提出が必要となります。
25	徴収費用の説明書	参考第1-18号	
26	技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書	参考第1-19号	
27	宿泊施設の適正についての確認書	参考第1-17号	
28	宿泊施設見取り図		宿泊施設の料金が適正であるかの確認を求められます。 賃貸契約書等の提出が必要となります。
29	実習施設見取り図		
30	技能実習責任者の履歴書	参考第1-4号	
31	技能実習責任者の被保険者証の写し		
32	技能実習責任者の就任承諾書及び誓約書	参考第1-5号	
33	技能実習指導員の履歴書	参考第1-6号	
34	技能実習指導員の被保険者証の写し		
35	技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書	参考第1-7号	
36	生活指導員の履歴書	参考第1-8号	
37	生活指導員の被保険者証の写し		
38	生活指導員の就任承諾書及び誓約書	参考第1-9号	
39	委任状		
40	申請手数料払込証明書		

※上記の書類以外にも、事由より外国人技能実習機構から、確認書類等の提出を求められます。

技能実習2号移行対象職種 77職種139作業(2017年12月6日時点)について

移行対象職種・作業とは、技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議による確認の上、第2号又は第3号技能実習への移行に係る技能実習において技能実習生が修得等をした技能等の評価を客観的かつ公正に行うことができる公的評価システムとして整備された技能検定等を有する職種・作業の総称をいいます。

■現在、技能実習2号移行対象職種として77職種139作業が認められています。
(厚生労働省ホームページより：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyououryokukaihatsukyoku/0000185058.pdf>)

■最近追加された職種、作業は以下のものがあります。

1. 築炉職種（築炉作業）

炉を安定稼働させるため、炉の内面に、最新の施工技術を用いて、高度の品質管理により耐火物を施工する作業をいう。

2. 空港グランドハンドリング（航空機地上支援作業）

航空機の到着から出発までの航空輸送における空港地上支援業務に係るものであり、貨物および手荷物の取扱い、航空機搭載・取り降ろし等に係る作業をいう。

3. 機械加工（数値制御旋盤作業）

数値制御旋盤を使用し、材料の形状や材質に応じて、加工方法や切削条件（切削速度、切込み、送り）等のプログラムの編集・入力した後、自動運転により加工物を回転させ、刃物台に取り付けられた刃物（バイトと呼ばれる工具）に送りを与え、目的に応じた切削加工を行う作業をいう。

4. 機械加工（マシニングセンタ作業）

マシニングセンタを使用し、材料の形状や材質に応じて、加工方法や切削条件（切削速度、切込み、送り）等の各種調整を行った後、数値化した加工データのプログラム作成して、主軸に取り付けられた切削工具を回転させて、目的に応じた切削加工を行う作業をいう。

5. 介護（介護）

身体上または精神上的の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。

■ 移行対象職種の追加にご関心のある方へ

公的評価システムの整備や「移行対象職種・作業」への追加に関することは、

[「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」](#)（厚生労働省人材開発統括官）

（外国人技能実習機構ホームページより：http://www.otit.go.jp/files/user/docs/abstract_138.pdf）に定められています。新規職種の追加にご関心のある方は是非ご一読してみてください。

海外とのつながり

アジア人材育成交流会のご報告

アジアの人材育成交流の発展にむけて「アジア人材育成交流会」が昨年11月22日、ハイアットリージェンシー東京(新宿)でひらかれました。

技能実習生や建設就労者を受け入れているアジア10か国の大使館や関係者の方への参加を呼びかけ、中国大使館一等書記官黄様、ベトナム大使館一等書記官ホアン様、二等書記官ザン様、バングラデシュ大使館一等書記官ザキル様、谷様、フィリピン共和国からサンドラ様ほか85名の方に出席いただきました。

交流会では技能実習法の施行に伴い、I.P.M.が11月1日に優良な一般監理事業をおこなう団体としての、また、20日には介護職種の許可を得たことが報告され、アジア各国との人材育成を通じた国際貢献事業のご紹介をさせていただきました。

また、今回は、20年以上の永きに亘って外国人技能実習生を受け入れているクレードル食品株式会社、有限会社堀田研作所および株式会社亀井製作所へ感謝状が贈呈され、特にご出席いただいた堀田様には感謝状が手渡されました。

世界各国で活躍されているジャズピアニストのKeiko Borjeson様の弾き語り、松岡けいこさんのシャンソン、ベトナム人歌手のハイ・チュウさんの歌も披露され、楽しいひとときとなりました。

担当職員から

私の仕事は企業部の職員として、外国人技能実習生の受け入れを考えている企業様・法人様に訪問し説明をさせていただくことです。技能実習生にとって日本でOJTする魅力は、賃金や技能取得等が主ですが、それだけであれば、他国でも技能実習やそれに似た制度のもと合法的に働くことが出来ます。技能実習生が何を求めて日本に来るのか、また、私ども日本人は何を彼らに与えられるのかということを考えさせられます。協調性を持ちながらの業務遂行、粘り強さ等は日本独自のものであり、技能実習生が母国に戻ってから必ず役に立つはずで

さて、日本は、国連が発表している「世界国民の民度・道徳レベルランキング」にて30数年1位を取得しております。しかし、ここ10年、年々日本の点数は下がってきているとのこと。このランキングは、マナーやルールを守る、公共交通機関など

また、多くの皆様から寄せられた品々の賞品が当たる抽選会も開かれ、会場が盛り上がりました。

最後に、アジアの子どもたちへの思いを込めて、当財団池田節子理事長から、今年公開予定の映画「棘のなかにある奇跡～笠間の栗の木下家」の主題歌「奇跡の足音」が披露されました。



実習生を20年以上受入れの堀田研作所へ感謝状贈呈

2018年のアジア人材育成交流会では、I.P.M.日本語作文コンクールの表彰も行う予定です。

アジア・太平洋26カ国が参加するALFS(アジア婦人友好協会)主催のチャリティバザー2018が、ANAインターコンチネンタルホテルで4月18日に開催されます(チケット2,000円、抽選券500円)。皆様のご参加ご協力を宜しくお願いいたします。

でお年寄りに席を譲る等といった、今までの日本であれば簡単にできていたことが対象となっております。

電車やバスの中で優先席に座り、その席を必要としている方が立っているという状況は見るに堪えません。少なくとも、私が中学生であった20年前は考えられませんでした。

日本人が日本人の良いところを捨ててしまったら、賃金、技術以外に何を実習生に与えられるでしょうか。日本人の従来持っている素晴らしいパーソナリティを実習生には習得してもらいたいですし、自身もそれを失わないよう社会人として行動したいと思います。

(企業部 金川)

編集後記

2017年11月から新制度がスタートしました。申請書類は変更点が多いですが、ご協力をよろしくお願いいたします。(東京・前田留)